

相続手続き統一化 に向けた山形県内金融機関の取り組みについて

平素は格別のお引き立てを頂きまして、誠にありがとうございます。

この度、山形県内の金融機関(※)は一斉に、相続手続きの統一化を進めていくこととし、その取り組みのひとつとして、相続のお手続き時に「お客さまから提出いただく各種書類を統一」いたします。

引き続き、お客さまの利便性向上のため、サービス拡充の検討を進めてまいりますので、今後ともご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

(※)新庄信用金庫、山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行

記

1. 目的

相続のお手続きをいただく際の「提出書類を統一」することで、分かりやすく簡潔にいたします

2. ご提出書類について

別紙をご覧ください

3. 実施日

2023年8月1日(火) お手続き分から

以上

本件に関するお問い合わせ等

業務部 TEL 0233-22-4222 (平日 9:00 ~ 17:00)

新庄信用金庫

【 ご 提 出 い た だ く 書 類 】

◇「遺言書」がある場合の必要書類

遺言執行者の指定がある場合
1. 遺言書 (1) 自筆証書遺言の場合 家庭裁判所の検認のある遺言書原本または遺言書情報証明書 (2) 公正証書遺言謄本または正本 2. 遺言執行者の印鑑証明書 3. 被相続人の戸籍（除籍）謄本 4. 遺言執行者の選任に関する審判書謄本または遺言執行者選任証明書
遺言執行者の指定がない場合
1. 遺言書 (1) 自筆証書遺言の場合 家庭裁判所の検認のある遺言書原本または遺言書情報証明書 (2) 公正証書遺言謄本または正本 2. 受遺者の印鑑証明書 3. 被相続人の戸籍（除籍）謄本

◇「遺産分割協議書」がある場合の必要書類

「協議」に基づく場合
1. 遺産分割協議書 2. 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 3. 相続人の戸籍謄（抄）本 4. 相続人全員の印鑑証明書
家庭裁判所による「調停」の場合
1. 調停書謄本または正本 2. 承継する相続人の印鑑証明書
家庭裁判所による「審判」の場合
1. 審判書謄本とその確定証明書 2. 承継する相続人の印鑑証明書

◇「共同相続」の場合の必要書類

1. 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 2. 相続人全員の戸籍謄（抄）本 3. 相続人全員の印鑑証明書
